



# 熊本県公報

第12951号  
令和2年(2020年)  
8月14日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 生活保護法等に基づく指定施術機関の事業の廃止…………… (社会福祉課) 1
- 生活保護法等に基づく指定施術機関の指定…………… ( // ) 2
- 本渡港公有水面埋立免許…………… (港湾課) 2
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 3
- 熊本中央救急医療圏の救急病院に関する認定…………… (医療政策課) 4
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 4
- 身体障害者福祉法第15条第1項の規定に基づく医師の指定…………… (障がい者支援課) 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定…………… ( // ) 5
- 物品売払代金の収納の事務委託…………… (森林整備課) 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 6
- 令和2年度(2020年度)予算の要領…………… (財政課) 6

### 公 告

- 道路の位置の指定…………… (建築課) 15
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… ( // ) 15
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… ( // ) 15
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… ( // ) 15
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… ( // ) 16
- 基本測量の実施…………… (監理課) 16
- 令和2年度(2020年度)熊本県製菓衛生師試験の実施…………… (健康危機管理課) 16
- 第49回採石業務管理者試験の実施…………… (エネルギー政策課) 18
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 19
- 農用地利用配分計画の認可…………… ( // ) 19
- 県営土地改良事業計画の決定…………… (農村計画課) 20
- 令和2年度(2020年度)熊本県クリーニング師試験の実施…………… (薬務衛生課) 20

### 登 載 依 頼

- 令和2年度(2020年度)第1回鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催…………… (鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会) 22
- 公の施設における指定管理者の募集(熊本県民総合運動公園)…………… (体育保健課) 22
- 公の施設における指定管理者の募集(熊本県営八代運動公園)…………… ( // ) 24
- 公の施設における指定管理者の募集(藤崎台県営野球場)…………… ( // ) 26
- 公の施設における指定管理者の募集(熊本武道館)…………… ( // ) 28
- 公の施設における指定管理者の募集(熊本県立総合体育館)…………… ( // ) 30
- 公の施設における指定管理者の募集(熊本県総合射撃場)…………… ( // ) 31

## 告 示

### 熊本県告示第646号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定施術機関から事業の廃止の届出があった中で、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和2年(2020年)8月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(柔道整復師・はり師)

| 施術者の氏名 | 施術所の名称 | 施術所の所在地            | 廃止年月日           |
|--------|--------|--------------------|-----------------|
| 川野 紘美  | ひかり整骨院 | 上益城郡嘉島町鯉1<br>832-2 | 令和2年(2020年)1月6日 |

**熊本県告示第647号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により指定施術機関として次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和2年(2020年)8月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(柔道整復師)

| 施術者の氏名 | 施術所の名称    | 施術所の所在地                        | 指定年月日            |
|--------|-----------|--------------------------------|------------------|
| 大無田 和也 | 菊池あおぞら接骨院 | 菊池市大琳寺202-1<br>ファイン102         | 令和2年(2020年)6月1日  |
| 藤本 剛史  | ふじもと大津接骨院 | 菊池郡大津町大字大津1399-4<br>シルバー商会ビル1階 | 令和2年(2020年)4月10日 |
| 川崎 健太郎 | 堺整骨院 荒尾院  | 荒尾市原万田字八反田630-1                | 令和2年(2020年)5月11日 |
| 中垣 守弘  | なががき整骨院   | 阿蘇郡小国町宮原1732-1                 | 令和2年(2020年)6月16日 |

(あん摩マッサージ指圧師)

| 施術者の氏名 | 施術所の名称             | 施術所の所在地                       | 指定年月日            |
|--------|--------------------|-------------------------------|------------------|
| 久保 健一  | 訪問マッサージハーネクトケア宇城店  | 宇城市不知火町御領823                  | 令和2年(2020年)7月1日  |
| 田尻 広行  | 訪問マッサージハーネクトケア宇城店  | 宇城市不知火町御領823                  | 令和2年(2020年)7月1日  |
| 吉永 恵之  | KEIROW熊本武蔵ヶ丘ステーション | 菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北一丁目5-11<br>神山ハイツII | 令和2年(2020年)7月10日 |

(はり・きゅう師)

| 施術者の氏名 | 施術所の名称             | 施術所の所在地                       | 指定年月日            |
|--------|--------------------|-------------------------------|------------------|
| 吉永 恵之  | KEIROW熊本武蔵ヶ丘ステーション | 菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北一丁目5-11<br>神山ハイツII | 令和2年(2020年)7月10日 |

**熊本県告示第648号**

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを免許したので、同法第11条の規定により次のとおり告示する。

令和2年(2020年)8月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 出願者の住所及び氏名  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県 代表者 熊本県知事 蒲島郁夫
- 2 免許年月日及び番号  
令和2年(2020年)8月5日  
熊本県指令港第11号
- 3 埋立区域  
(1) 位置

天草市志柿町字東大迫7013-14から7013-12を経て7016-2に至る間の土地に接する国道の地先公有水面

(2) 区域

次の①の地点から⑳の地点を順次に結んだ線及び①の地点と㉑の地点を結ぶ昭和50年(1975年)の秋分の満潮位(D. L. +3.89m)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

|      |  |            |           |
|------|--|------------|-----------|
| ①の地点 | 天草市瀬戸町に設置された3級基準点(H25-基7:金属錕)(北緯32度27分10.44秒、東経130度12分34.63秒)から91度21分56秒121.65mの地点 |            |           |
| ②の地点 | ①の地点から   | 344度51分39秒 | 16.04mの地点 |
| ③の地点 | ②の地点から   | 254度51分43秒 | 0.43mの地点  |
| ④の地点 | ③の地点から   | 344度51分41秒 | 7.16mの地点  |
| ⑤の地点 | ④の地点から   | 74度51分43秒  | 0.43mの地点  |
| ⑥の地点 | ⑤の地点から   | 344度54分42秒 | 5.06mの地点  |
| ⑦の地点 | ⑥の地点から   | 74度17分06秒  | 4.85mの地点  |
| ⑧の地点 | ⑦の地点から   | 78度04分35秒  | 6.78mの地点  |
| ⑨の地点 | ⑧の地点から   | 79度11分30秒  | 6.77mの地点  |
| ⑩の地点 | ⑨の地点から   | 79度12分05秒  | 7.43mの地点  |
| ⑪の地点 | ⑩の地点から   | 78度11分25秒  | 7.40mの地点  |
| ⑫の地点 | ⑪の地点から   | 76度10分20秒  | 7.40mの地点  |
| ⑬の地点 | ⑫の地点から   | 74度12分28秒  | 7.35mの地点  |
| ⑭の地点 | ⑬の地点から   | 72度12分06秒  | 7.35mの地点  |
| ⑮の地点 | ⑭の地点から   | 113度16分48秒 | 5.81mの地点  |
| ⑯の地点 | ⑮の地点から   | 68度43分05秒  | 10.08mの地点 |
| ⑰の地点 | ⑯の地点から   | 66度04分21秒  | 9.79mの地点  |
| ⑱の地点 | ⑰の地点から   | 63度25分02秒  | 10.13mの地点 |
| ⑲の地点 | ⑱の地点から   | 60度42分41秒  | 10.22mの地点 |
| ㉑の地点 | ⑲の地点から   | 66度02分42秒  | 9.95mの地点  |
| ⑳の地点 | ㉑の地点から   | 156度02分49秒 | 1.23mの地点  |

(3) 面積

1,433.14平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

天草市志柿町字東大迫6953-3から7013-12を経て同市志柿町字城邊田7069-1に至る間の土地に接する国道の地先公有水面

(2) 区域

次の㉒の地点から㉓の地点を順次に結んだ線及び㉒の地点と㉓の地点とを結んだ線により囲まれた区域。

|      |  |            |            |
|------|--|------------|------------|
| ㉒の地点 | 天草市瀬戸町に設置された3級基準点(H25-揮7:金属錕)(北緯32度27分10.44秒、東経130度12分34.63秒)から99度38分16秒110.13mの地点 |            |            |
| ㉓の地点 | ㉒の地点から   | 329度33分28秒 | 65.84mの地点  |
| ㉔の地点 | ㉓の地点から   | 61度05分53秒  | 180.00mの地点 |
| ㉕の地点 | ㉔の地点から   | 149度33分28秒 | 65.01mの地点  |
| ㉖の地点 | ㉕の地点から   | 240度20分30秒 | 139.12mの地点 |

(3) 面積

11,880.26平方メートル

5 埋立地の用途

道路用地(約1,000平方メートル)、護岸用地(約400平方メートル)

熊本県告示第649号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和2年(2020年)8月14日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年(2020年)8月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名         | 区域を変更する区間                              | 前後  | 幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) | 備考        |
|-------|-------------|--|-----|--------------|--------------|-----------|
| 一般県道  | 阿蘇公園<br>下野線 | 阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字猿渡<br><br>5993番7地先から<br>同所 | 前   | 12.1         | 27.7         | 道路区域からの除外 |
|       |             |  |     | ~            |              |           |
|       |             |  | 後   | 12.7         |              |           |
|       |             |  | 9.8 | 27.7         |              |           |

|  |            |   |      |  |  |
|--|------------|---|------|--|--|
|  | 5995番4地先まで | 後 | ～    |  |  |
|  |            |   | 12.1 |  |  |

2 区域を変更する期日 令和2年(2020年)8月14日

**熊本県告示第650号**

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により次のとおり救急病院として認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和2年(2020年)8月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 名 称            | 所 在 地             | 認 定 期 間                                  |
|----------------|-------------------|--|
| 整形外科井上病院       | 熊本市中央区本荘町644      | 令和2年(2020年)8月22日から<br>令和5年(2023年)8月21日まで |
| 嶋田病院           | 熊本市中央区練兵町24       | 令和2年(2020年)8月22日から<br>令和5年(2023年)8月21日まで |
| 表参道吉田病院        | 熊本市中央区北千反畑町2番5号   | 令和2年(2020年)8月22日から<br>令和5年(2023年)8月21日まで |
| 青磁野リハビリテーション病院 | 熊本市西区島崎二丁目22番15号  | 令和2年(2020年)8月22日から<br>令和5年(2023年)8月21日まで |
| 御幸病院           | 熊本市南区御幸笹田六丁目7番40号 | 令和2年(2020年)8月22日から<br>令和5年(2023年)8月21日まで |
| 桜十字病院          | 熊本市南区御幸木部一丁目1番1号  | 令和2年(2020年)8月22日から<br>令和5年(2023年)8月21日まで |
| 平成とうや病院        | 熊本市南区出仲間八丁目2番15号  | 令和2年(2020年)8月22日から<br>令和5年(2023年)8月21日まで |
| 帯山中央病院         | 熊本市中央区帯山四丁目5番18号  | 令和2年(2020年)8月27日から<br>令和5年(2023年)8月26日まで |
| 熊本市立植木病院       | 熊本市北区植木町岩野285番地29 | 令和2年(2020年)9月8日から<br>令和5年(2023年)9月7日まで   |
| 大腸肛門病センター高野病院  | 熊本市中央区大江三丁目2番55号  | 令和2年(2020年)8月1日から<br>令和5年(2023年)7月31日まで  |

**熊本県告示第651号**

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林

にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
令和2年(2020年)8月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡山都町目丸字横山3104番・3107番2(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、3122番、字官頭3124番(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに山都町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第652号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により身体障害者手帳の交付に係る診断を行う医師として次の医師を指定したので、熊本県身体障害者福祉法施行細則(平成7年熊本県規則第16号)第2条第1項の規定により告示する。

令和2年(2020年)8月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 診療科目  | 医師の氏名 | 医療機関の名称及び所在地                             | 指定年月日            |
|-------|-------|--|------------------|
| 腎臓内科  | 井上 秀樹 | 独立行政法人地域医療機能推進機構熊本総合病院<br>八代市通町10番10号    | 令和2年(2020年)7月30日 |
| 循環器内科 | 松川 将三 | 地方独立行政法人くまもと県北病院機構公立玉名中央病院<br>玉名市中1950番地 | 令和2年(2020年)7月30日 |

熊本県告示第653号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法69条の規定により告示する。

令和2年(2020年)8月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(育成医療・更生医療)

| 指定自立支援医療機関の名称及び所在地                     | 担当する医療の種類  | 指定年月日           |
|--|------------|-----------------|
| あらおシティ薬局<br>荒尾市緑ヶ丘二丁目4番地4              | 調剤         | 令和2年(2020年)8月1日 |
| はやし薬局<br>天草市城下町6番19号                   | 調剤         | 令和2年(2020年)8月1日 |
| 共生薬局嘉島店<br>上益城郡嘉島町大字上島字西塘添2297番1       | 調剤         | 令和2年(2020年)8月1日 |
| すこやか堂薬局みよし店<br>合志市御代志2037-5            | 調剤         | 令和2年(2020年)8月1日 |
| BUURTZORGはな訪問看護ステーション<br>荒尾市大正町二丁目7番4号 | 訪問看護ステーション | 令和2年(2020年)8月1日 |

熊本県告示第654号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により次のとおり物品売払代金の収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年(2020年)8月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 委託の内容  
令和2年度(2020年度)県有林整備事業第2号業務委託による素材売払代金の収納の事務
- 2 委託の相手方  
熊本市東区戸島二丁目3番35号 熊本県森林組合連合会
- 3 委託する期間  
令和2年度(2020年度)県有林整備事業第2号業務委託の委託契約期間

**熊本県告示第655号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

令和2年(2020年)8月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業所の名称及び所在地                             | 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名                             | サービスの種類                        | 廃止年月日                    |
|---|---|--------------------------------|--------------------------|
| ジョブパートナー大津<br>菊池郡大津町大字引水字<br>一の迫2964番地1 | 特定非営利活動法人ジョ<br>ブパートナー<br>宇城市松橋町松橋438<br>-1<br>岩本 浩治   | 就労継続支援A型<br>就労継続支援B型<br>就労移行支援 | 令和2年(2<br>020年)7<br>月31日 |
| 就労支援センターすまいる<br>菊池郡大津町大林102<br>7番地      | NPO法人障がい者支援<br>の会すまいる<br>菊池郡大津町大林102<br>7番地<br>伊藤 智佳子 | 自立訓練(生活訓練)<br>就労移行支援           | 令和2年(2<br>020年)7<br>月31日 |

**熊本県告示第656号**

令和2年度(2020年度)熊本県の一般会計の補正予算及び特別会計の補正予算が令和2年8月熊本県議会臨時会において次のとおり議決されたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定によりその要領を公表する。

令和2年(2020年)8月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

令和2年度熊本県一般会計補正予算(第8号)

令和2年度熊本県の一般会計の補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44,192,810千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ881,004,130千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

| 款              | 項       | 補正前の額              | 補 正 額             | 計                  |
|----------------|---------|--------------------|-------------------|--------------------|
|                |         | 千円                 | 千円                | 千円                 |
| 1 分担金及び<br>負担金 |         | <b>2,045,907</b>   | <b>37,500</b>     | <b>2,083,407</b>   |
|                | 1 負担金   | 1,756,706          | 37,500            | 1,794,206          |
| 2 使用料及び<br>手数料 |         | <b>9,659,504</b> △ | <b>3,004</b>      | <b>9,656,500</b>   |
|                | 1 使用料   | 6,715,752 △        | 3,004             | 6,712,748          |
| 3 国庫支出金        |         | <b>125,909,635</b> | <b>40,701,897</b> | <b>166,611,532</b> |
|                | 1 国庫負担金 | 52,294,186         | 3,086,755         | 55,380,941         |
|                | 2 国庫補助金 | 71,255,414         | 37,615,142        | 108,870,556        |
| 4 繰入金          |         | <b>35,086,749</b>  | <b>274,417</b>    | <b>35,361,166</b>  |
|                | 1 基金繰入金 | 34,650,845         | 274,417           | 34,925,262         |
| 5 県 債          |         | <b>66,707,000</b>  | <b>3,182,000</b>  | <b>69,889,000</b>  |
|                | 1 県 債   | 66,707,000         | 3,182,000         | 69,889,000         |
| 歳 入 合 計        |         | <b>836,811,320</b> | <b>44,192,810</b> | <b>881,004,130</b> |

| 歳 出     |                    |                    |                   |                    |
|---------|--------------------|--------------------|-------------------|--------------------|
| 款       | 項                  | 補正前の額              | 補 正 額             | 計                  |
|         |                    | 千円                 | 千円                | 千円                 |
| 1 総 務 費 |                    | <b>36,949,376</b>  | <b>3,791,353</b>  | <b>40,740,729</b>  |
|         | 1 総務管理費            | 11,423,304         | 11,243            | 11,434,547         |
|         | 2 企 画 費            | 7,432,711          | 780,110           | 8,212,821          |
|         | 3 市 町 村 費<br>振 興 費 | 8,316,013          | 3,000,000         | 11,316,013         |
| 2 民 生 費 |                    | <b>126,661,988</b> | <b>13,075,097</b> | <b>139,737,085</b> |
|         | 1 社会福祉費            | 61,992,177         | 10,483,715        | 72,475,892         |
|         | 2 児童福祉費            | 37,284,596         | 2,470,745         | 39,755,341         |
|         | 3 生活保護費            | 4,650,927          | 120,637           | 4,771,564          |
| 3 衛 生 費 |                    | <b>55,013,243</b>  | <b>16,150,094</b> | <b>71,163,337</b>  |
|         | 1 公衆衛生費            | 40,181,451         | 15,201,414        | 55,382,865         |
|         | 2 医 薬 費            | 1,279,462          | 948,680           | 2,228,142          |
| 4 労 働 費 |                    | <b>2,465,658</b>   | <b>1,017,041</b>  | <b>3,482,699</b>   |
|         | 1 職業訓練費            | 1,883,893          | 42,187            | 1,926,080          |
|         | 2 失業対策費            | 224,993            | 974,854           | 1,199,847          |



| 款        | 項       | 補正前の額              | 補正額              | 計                  |
|----------|---------|--------------------|------------------|--------------------|
| 5 農水産業林費 |         | 千円                 | 千円               | 千円                 |
|          |         | <b>49,460,756</b>  | <b>483,290</b>   | <b>49,944,046</b>  |
|          | 1 農業費   | 19,917,427         | 173,895          | 20,091,322         |
|          | 2 畜産業費  | 3,298,172          | 247,182          | 3,545,354          |
|          | 3 林業費   | 9,787,155          | 49,045           | 9,836,200          |
|          | 4 水産業費  | 5,876,069          | 13,168           | 5,889,237          |
| 6 商工費    |         | <b>118,121,167</b> | <b>391,373</b>   | <b>118,512,540</b> |
|          | 1 商業費   | 109,015,799        | 264,001          | 109,279,800        |
|          | 2 工鉱業費  | 6,249,772          | 81,172           | 6,330,944          |
|          | 3 観光費   | 2,855,596          | 46,200           | 2,901,796          |
| 7 土木費    |         | <b>55,845,131</b>  | <b>3,960,960</b> | <b>59,806,091</b>  |
|          | 1 河川海岸費 | 15,680,585         | 3,954,600        | 19,635,185         |
|          | 2 港湾費   | 2,319,306          | 6,360            | 2,325,666          |
| 8 警察費    |         | <b>39,737,260</b>  | <b>28,506</b>    | <b>39,765,766</b>  |
|          | 1 警察管理費 | 35,827,597         | 27,565           | 35,855,162         |
|          | 2 警察活動費 | 3,909,663          | 941              | 3,910,604          |

| 款        | 項         | 補正前の額              | 補正額               | 計                  |
|----------|-----------|--------------------|-------------------|--------------------|
|          |           | 千円                 | 千円                | 千円                 |
| 9 教育費    |           | <b>142,933,716</b> | <b>580,984</b>    | <b>143,514,700</b> |
|          | 1 教育総務費   | 33,070,589         | 322,205           | 33,392,794         |
|          | 2 中学校費    | 22,032,803         | 3,000             | 22,035,803         |
|          | 3 高等学校費   | 28,736,890         | 124,000           | 28,860,890         |
|          | 4 特別支援学校費 | 14,139,257         | 116,336           | 14,255,593         |
|          | 5 保健体育費   | 1,987,059          | 15,443            | 2,002,502          |
| 10 災害復旧費 |           | <b>13,765,462</b>  | <b>4,690,543</b>  | <b>18,456,005</b>  |
|          | 1 土木災害復旧費 | 5,986,045          | 3,020,338         | 9,006,383          |
|          | 2 教育災害復旧費 | 1,293,047          | 1,670,205         | 2,963,252          |
| 11 諸支出金  |           | <b>96,643,496</b>  | <b>23,569</b>     | <b>96,667,065</b>  |
|          | 1 繰出金     | 16,521,619         | 23,569            | 16,545,188         |
| 歳出合計     |           | <b>836,811,320</b> | <b>44,192,810</b> | <b>881,004,130</b> |

第 2 表 債務負担行為補正

変 更

| 補 正 前   |  |   | 補 正 後    |  |   |
|---------|--|---|----------|--|---|
| 事 項     | 期 間  | 限 度 額   | 事 項      | 期 間  | 限 度 額   |
| 事務機器等賃借 | 令和3年度<br>～令和10年度   | 千円<br>4,143,780   | (補正前に同じ) | 令和3年度<br>～令和10年度   | 千円<br>4,170,652   |
|         | 年次別内訳<br>令和3年度<br>令和4年度<br>令和5年度<br>令和6年度<br>令和7年度<br>令和8年度<br>令和9年度<br>令和10年度 | 773,354<br>767,015<br>764,230<br>738,465<br>631,263<br>254,093<br>145,607<br>69,753 |          | 年次別内訳<br>令和3年度<br>令和4年度<br>令和5年度<br>令和6年度<br>令和7年度<br>令和8年度<br>令和9年度<br>令和10年度 | 780,853<br>774,514<br>771,729<br>742,840<br>631,263<br>254,093<br>145,607<br>69,753 |

第3表 地方債補正

1 追 加

| 起債の目的                      | 限度額         | 起債の方法  | 利 率                           | 償還の方法   |
|----------------------------|-------------|--|-------------------------------|---|
| 保護施設整備事業                   | 千円<br>4,000 | (借入先)<br>財務省、地方公   | 年5.0%<br>以 内                  | 据置期間を含め<br>30年以内                                      |
| 教育施設<br>現年発生国庫費<br>補助事業費   | 536,000     | 共団体金融機構、<br>会社、その他   | (ただし、<br>利率見直し                | 半年賦元利均等<br>償還又は元金均等                                   |
| 教育施設<br>現年発生単県費<br>災害復旧事業費 | 13,000      | (借入方法)<br>証書借入又は証<br>券発行(他の地方<br>公共団体との共同<br>発行を含む。)                           | 方式で借り<br>入れる資金                | 償還、満期一括償<br>還等  |
|                            |             | (その他)<br>工事その他の都<br>合により、一部又<br>は全部を翌年度以<br>降に繰り下げて借<br>り入れることがで<br>きる。        | について、<br>利率の見直しを行<br>った       | ただし、県財政<br>の都合により、繰<br>上償還をなし、又<br>は借換えをすること<br>ができる。 |
|                            |             | 発行価格が額面<br>金額を下回るとき<br>は、その発行差額<br>をうめるため必要<br>な金額を加算した<br>額を限度額とする<br>ことができる。 | 後において<br>は、当該見<br>直し後の利<br>率) |   |
| 計                          | 553,000     |  |                               |   |

| 2 変 更                                   |                 |  |   |   |                 |       |     |               |
|---|-----------------|--|---|---|-----------------|-------|-----|---------------|
| 起債の目的                                   | 補 正 前           |  |   |   | 補 正 後           |       |     |               |
|   | 限度額             | 起債の方法  | 利 率   | 償還の方法   | 限度額             | 起債の方法 | 利 率 | 償還の方法         |
| 砂 防 国 庫<br>補 助 事 業 費                    | 千円<br>1,905,000 | (借入先)<br>財務省、地<br>方公共団体金   | 年5.0%<br>以 内  | 据置期間を<br>含め30年以内  | 千円<br>3,490,000 |       |     |               |
| 公 共 土 木<br>現 年 発 生 国 庫<br>補 助 事 業 費     | 329,000         | 融機構、会社、<br>その他   | (ただし、<br>利率見直<br>し方式で                                       | 半年賦元利<br>均等償還又は<br>元金均等償還、                                    | 1,367,000       |       |     |               |
| 障がい者福祉施設<br>整 備 事 業 費                   | 51,000          | (借入方法)<br>証書借入又  | 借り入れ<br>る資金に  | 満期一括償還<br>等   | 52,000          |       |     |               |
| 公 共 土 木<br>現 年 発 生 単 県<br>災 害 復 旧 事 業 費 | 1,457,000       | は証券発行(他<br>の地方公共団<br>体との共同発<br>行を含む。)<br>(その他)<br>工事その他<br>の都合により、<br>一部又は全部<br>を翌年度以降<br>に繰り下げて<br>借り入れるこ<br>とができる。<br>発行価格が<br>額面金額を下<br>回るときは、<br>その発行差額<br>をうめるため<br>必要な金額を<br>加算した額を<br>限度額とする<br>ことができる。 | ついて、<br>利率の見<br>直しを行<br>った後に<br>おいては、<br>当該見直<br>し後の利<br>率) | ただし、県<br>財政の都合に<br>より、繰上償<br>還をなし、又<br>は借換えをす<br>ることができ<br>る。 |                 |       |     | (補 正 前 に 同 じ) |
| 計                                       | 3,742,000       |  |   |   | 6,371,000       |       |     |               |

令和2年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)

令和2年度熊本県の港湾整備事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算を補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,078,550千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

| 第1表 歳入歳出予算補正 |           |                  |                 |                  |
|--------------|-----------|------------------|-----------------|------------------|
| 歳 入          |           |                  |                 |                  |
| 款            | 項         | 補正前の額            | 補 正 額           | 計                |
|              |           | 千円               | 千円              | 千円               |
| 1 使用料及び手数料   |           | <b>812,152</b>   | △ <b>23,569</b> | <b>788,583</b>   |
|              | 1 使用料     | 812,152          | △ 23,569        | 788,583          |
| 2 繰入金        |           | <b>672,761</b>   | <b>23,569</b>   | <b>696,330</b>   |
|              | 1 一般会計繰入金 | 672,761          | 23,569          | 696,330          |
| 歳 入 合 計      |           | <b>3,078,550</b> |                 | <b>3,078,550</b> |

| 歳 出     |         |                  |       |                  |
|---------|---------|------------------|-------|------------------|
| 款       | 項       | 補正前の額            | 補 正 額 | 計                |
|         |         | 千円               | 千円    | 千円               |
| 1 土 木 費 |         | <b>1,093,810</b> |       | <b>1,093,810</b> |
|         | 1 港 湾 費 | 1,093,810        |       | 1,093,810        |
| 歳 出 合 計 |         | <b>3,078,550</b> |       | <b>3,078,550</b> |

**公 告**

**熊本県公告第482号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和2年（2020年）8月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 築造者の住所 熊本市南区馬渡二丁目12番35号
- 2 築造者の氏名 株式会社シアーズホーム
- 3 道路の位置 人吉市鬼木町字小森670番4及び水路の一部
- 4 道路の幅員 4.01メートルから5.02メートルまで
- 5 道路の延長 38.89メートル
- 6 指定年月日 令和2年（2020年）7月31日
- 7 指定番号 熊本県指令南景建第4号

**熊本県公告第483号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和2年（2020年）8月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市御代志字中明午1661番地98  
369.66平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
合志市須屋1547番地ディアコートA棟203号  
後藤 治

**熊本県公告第484号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和2年（2020年）8月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市合生字西沖野3955番4の一部及び同3956番1の一部  
209.69平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市西区花園七丁目30番18号  
橋口 猛

**熊本県公告第485号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する

る工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
令和2年(2020年)8月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市合生字西沖野3955番4の一部及び同3956番1の一部  
436.54平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
熊本市西区花園七丁目30番18号  
橋口 猛

**熊本県公告第486号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
令和2年(2020年)8月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町大字久保田字川久保2004番1の一部  
492.17平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
菊池郡菊陽町大字原水1163番32ルナパーク菊陽202号  
前田 宏幸

**熊本県公告第487号**

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。  
令和2年(2020年)8月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 作 業 種 類                | 作 業 期 間                                  | 作 業 地 域                            |
|------------------------|--|------------------------------------|
| 基本測量(電子基準点現地調査)        | 令和2年(2020年)9月10日から<br>令和3年(2021年)2月25日まで | 阿蘇市、菊池市、山鹿市、阿蘇郡高森町、小国町、南阿蘇村、玉名郡和水町 |
| 基本測量(成果不整合地域における基準点改測) | 令和2年(2020年)9月10日から<br>令和3年(2021年)2月25日まで | 八代市、菊池市                            |

**熊本県公告第488号**

製菓衛生師法(昭和41年法律第115号。以下「法」という。)第4条第1項の規定により令和2年度(2020年度)熊本県製菓衛生師試験(以下「試験」という。)を次のとおり実施するので、熊本県製菓衛生師法施行細則(昭和42年熊本県規則第40号)第2条の規定により公告する。  
令和2年(2020年)8月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 試験日時及び場所  
(1)日時 令和2年(2020年)11月22日(日)午後1時30分から午後3時30分まで(2のただし書に該当する者にあつては、午後2時45分まで)  
(2)場所 熊本市東区月出3丁目1番100号  
公立大学法人熊本県立大学大ホール
- 2 試験科目  
試験科目は、次に掲げる科目とする。ただし、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)別表第11の3の3の菓子製造に係る1級又は2級の技能検定に合格した者で、試験科目の免除を願い出た者については、試験科目のうち(6)に掲げる科目を免除する。  
(1)衛生法規  
(2)公衆衛生学  
(3)食品学  
(4)栄養学  
(5)食品衛生学  
(6)製菓理論及び実技(実技は、和菓子、洋菓子又は製パンのいずれか1つを選択)
- 3 受験資格  
試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ受けることができない。



- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者で、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者
- (2) 学校教育法第57条に規定する者で、2年以上菓子製造業に従事した者（原則として週4日以上かつ1日6時間以上勤務している者に限り、専ら製品の運搬及び配達並びに食器及び器具の洗浄等に従事している者を除く。以下同じ。）
- (3) 法の施行の日（昭和41年12月26日）に現に菓子製造業に従事していた者（学校教育法第57条に規定する者を除く。）で、菓子製造業に従事した期間が、法の施行の日において3年を超えていた者又は法の施行の日後3年を超えるに至った者

4 受験手続

- (1) 受験願書の配付
  - 各保健所及び健康危機管理課での配付、郵送による配付及び熊本県ホームページからの配信により実施する。
  - 各保健所及び健康危機管理課での配付期間は、令和2年（2020年）9月28日（月）から同年10月9日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
  - 郵送による配付を希望する者は、宛先を明記し94円切手を貼った返信用封筒（長形3号、A4用紙の長辺を三つ折りにした書類が入る大きさの封筒）と連絡先（本人と直接連絡が取れる電話番号等）を記載したものを同封し、封筒の表に「製菓衛生師試験願書請求」と朱書して熊本県健康福祉部健康危機管理課（〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号）宛て請求すること。

- (2) 受験願書受付期間
  - ア 受付期間は、令和2年（2020年）10月5日（月）から同月9日（金）までとする。
  - イ 受付時間は、午前9時から午後5時までとする。
  - ウ 郵送による受験申込みは、令和2年（2020年）10月9日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。

- (3) 受験願書の提出
  - ア 試験を受けようとする者は、(4)の提出書類等に(5)の受験手数料を添え、熊本市に住所を有する者は熊本市保健所に、それ以外の者は最寄りの熊本県保健所に提出すること（郵送による受験申込みをする者を除く。）。
  - イ 県外に居住する者及び郵送による受験申込みをする者にあつては、封筒の表に「製菓衛生師試験願書在中」と朱書し、(4)の提出書類等と(5)の受験手数料分の熊本県収入証紙又は郵便為替を同封し、熊本県健康福祉部健康危機管理課（〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号）宛て特定記録郵便で提出すること。ただし、2のただし書に該当する者は、郵送による提出はできない。

- (4) 提出書類等
  - 提出書類は、次のとおりとする。また、アからエまでの書類の提出部数は、保健所に提出する場合にあつては2部、郵送で提出する場合にあつては1部とする。

- ア 受験願書（第1号様式）
- イ 菓子製造業従事証明書（第2号様式）（3の(1)に該当する者を除く。）
- ウ 提出先で原本照合を受けた菓子製造技能検定合格書の写し（2のただし書に該当する者に限る。）
- エ 最終学校の卒業証明書若しくは修了証明書又は提出先で原本照合を受けたそれらの写し（3の(3)に該当する者を除く。）
- オ 写真2葉（受験願書の提出前6か月以内に、脱帽して正面から上半身を撮影した縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）
- カ 証明書等に記載された姓と現在の姓が異なる場合は、戸籍謄（抄）本

- (5) 受験手数料
  - 9,700円（受験願書受付後の受験手数料は、一切返還しない。）

- (6) 受験票の交付
  - 受験票は、受験願書の受付審査後、試験前日までに郵送する。

5 合格基準

6科目の合計得点が満点の6割以上であり、かつ、各試験科目の得点はその試験科目の平均点の2分の1の点（小数点以下を四捨五入した点）を下回らないこと。

6 合格発表及び合格証書の交付

- (1) 合格者の発表は、令和2年（2020年）12月25日（金）午前10時に熊本県庁本館1階ロビー及び各保健所において行う。また、熊本県ホームページに掲載する。
- (2) 合格者に対しては、合格証書を郵送する。

7 その他

- (1) 願書の請求及び受験についての問合せ先
 

|            |              |
|------------|--------------|
| 熊本県健康危機管理課 | 096-333-2247 |
| 有明保健所衛生環境課 | 0968-72-2184 |
| 山鹿保健所衛生環境課 | 0968-44-4121 |
| 菊池保健所衛生環境課 | 0968-25-4135 |

- |             |              |
|-------------|--------------|
| 阿蘇保健所衛生環境課  | 0967-24-9035 |
| 御船保健所衛生環境課  | 096-282-0041 |
| 宇城保健所衛生環境課  | 0964-32-0598 |
| 八代保健所衛生環境課  | 0965-33-3198 |
| 水俣保健所衛生環境課  | 0966-63-4104 |
| 人吉保健所衛生環境課  | 0966-22-3108 |
| 天草保健所衛生環境課  | 0969-23-0172 |
| 熊本市保健所食品保健課 | 096-364-3188 |
- (2) 試験成績の開示  
 熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第22条の規定により開示を希望する受験者に対し、各試験科目の得点及び合計得点を開示する。
- ア 開示請求の方法  
 熊本県庁新館3階健康危機管理課に、身分を証明するもの及び合格証書又は受験票を持参した場合に開示する。
- イ 開示期間  
 合格発表の日から1か月間（令和2年（2020年）12月25日（金）から令和3年（2021年）1月25日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前10時から午後5時まで。）とする。
- (3) 試験問題の開示  
 試験問題は、合格発表と併せて熊本県ホームページに掲載する。掲載期間は、1年間（令和2年（2020年）12月25日（金）から令和3年（2021年）12月24日（金）まで）とする。
- (4) 合格の取消し  
 受験申込みに当たって虚偽若しくは不正があった場合、又は受験中の不正行為が判明した場合は、合格を取り消す。

**熊本県公告第489号**

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13の規定により、第49回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。  
 令和2年（2020年）8月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 試験を実施する日時  
 令和2年（2020年）10月9日（金）  
 午前10時から正午まで
- 2 試験を実施する場所  
 熊本市中心区水前寺六丁目18番1号  
 熊本県庁行政棟本館8階801会議室
- 3 試験の方法及び科目  
 試験は、筆記試験とし、その科目は、次のとおりとする。  
 (1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全等関係法令事項を含む。）  
 (2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）
- 4 受験願書の受付期間等  
 令和2年（2020年）9月1日（火）から令和2年（2020年）9月25日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）とする。  
 なお、郵送による申込みの場合は、令和2年（2020年）9月25日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。
- 5 提出書類  
 (1) 業務管理者試験受験願書  
 (2) 履歴書  
 (3) 写真（手札形（12cm×8cm）とし、受験願書提出前6か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものとする。）  
 (4) 返信用はがき（その表面に、郵便番号、住所及び氏名を記載したものとする。）  
 (5) 受験手数料  
 受験願書を提出するときに、熊本県収入証紙により8,100円を納付すること。  
 (6) 提出書類確認表
- 6 受験願書の請求先及び提出先  
 熊本市中心区水前寺六丁目18番1号  
 熊本県商工観光労働部新産業振興局エネルギー政策課資源班  
 電話 096-333-2322
- 7 その他  
 (1) 県で受理した手数料は、いかなる理由があっても返還できない。  
 (2) 天災その他特別の事由により実施日時、場所等を変更することがある。

**熊本県公告第490号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和2年（2020年）8月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者   |           | 賃借権の設定等を受ける土地            |
|----------------|-----------|--------------------------|
| 氏名又は名称         | 住 所       |                          |
| 株式会社おおともファーム   | 熊本市東区上南部  | 熊本市東区上南部四丁目712番1         |
| 農事組合法人熊本すぎかみ農場 | 熊本市南区城南町永 | 熊本市南区城南町坂野字大道下19番ほか120筆  |
| 株式会社アドバンス      | 菊池市旭志尾足   | 菊池郡大津町大字矢護川字中尾原3802番ほか4筆 |

2 認可年月日

令和2年（2020年）8月7日

**熊本県公告第491号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和2年（2020年）8月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者    |            | 賃借権の設定等を受ける土地          |
|-----------------|------------|------------------------|
| 氏名又は名称          | 住 所        |                        |
| 今村 和弘           | 宇城市不知火町小曾部 | 宇城市不知火町長崎字道免1456番1ほか1筆 |
| 野村 烈            | 宇城市松橋町西下郷  | 宇城市松橋町豊福字三軒屋3097番1ほか8筆 |
| 福島 秀明           | 宇城市松橋町南豊崎  | 宇城市松橋町御船字八番割598番       |
| 江島 国光           | 宇城市松橋町浅川   | 宇城市松橋町御船字三番割127番ほか3筆   |
| 杉山 祐二           | 宇城市松橋町豊崎   | 宇城市松橋町豊崎字水ノ本1030番ほか1筆  |
| 星原 博充           | 宇城市松橋町浅川   | 宇城市松橋町南豊崎字切所口1471番ほか1筆 |
| 桐木 尚子           | 宇城市松橋町東松崎  | 宇城市松橋町御船字四番割244番2ほか4筆  |
| 株式会社タナカ農産       | 八代市千丁町太牟田  | 宇城市松橋町御船字拾番割745番1ほか4筆  |
| 河野 孝直           | 宇城市松橋町久具   | 宇城市松橋町御船字拾番割788番1ほか1筆  |
| 農事組合法人宇土割営農生産組合 | 宇城市小川町南新田  | 宇城市小川町川尻字川添712番1       |
| 有限会社グリーンサポート    | 宇城市豊野町糸石   | 宇城市豊野町糸石字開田1430番ほか5筆   |
| 有限会社グリーンサポート    | 宇城市豊野町糸石   | 宇城市豊野町中間字寺野前607番ほか6筆   |
| 農事組合法人かしま広域農場   | 上益城郡嘉島町上島  | 上益城郡嘉島町大字上六嘉字池尻1276番   |
| 原田 一道           | 上益城郡山都町猿渡  | 上益城郡山都町猿渡字下ノ迫1739番     |

- 2 認可年月日  
令和2年(2020年)8月7日

**熊本県公告第492号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、県営第一海路口地区土地改良事業(農業用排水施設)の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

- この土地改良事業計画につき不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。  
令和2年(2020年)8月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類の名称  
変更後の県営第一海路口地区土地改良事業(農業用排水施設)計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和2年(2020年)8月17日から令和2年(2020年)9月11日まで
- 3 縦覧場所  
熊本市役所

**熊本県公告第493号**

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第7条第1項の規定により、令和2年度(2020年度)熊本県クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和2年(2020年)8月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 試験の日時及び場所
  - (1) 日時 令和2年(2020年)10月25日(日)  
受付時間 午前10時00分から午前10時30分まで  
学科試験 午前10時50分から午前11時50分まで  
実地試験 午後1時10分から
  - (2) 場所 株式会社シロヤパリガン(熊本市西区上熊本二丁目6番7号)
- 2 試験科目
  - (1) 学科試験  
ア 衛生法規に関する知識  
イ 公衆衛生に関する知識  
ウ 洗濯物の処理に関する知識
  - (2) 実地試験(洗濯物の処理に関する知識及び技能)  
ア しみの種類及びしみ抜き方法の鑑別  
イ 繊維の鑑別  
ウ 薬品の鑑別  
エ 長袖ワイシャツ電蒸アイロン仕上げ
- 3 受験資格  
次のいずれかに該当する者であること。
  - (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者
  - (2) 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終わった者又はクリーニング業法施行規則(昭和25年厚生省令第35号)で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者
- 4 受験手続等
  - (1) クリーニング師試験受験願書(以下「願書」という。)の配布  
願書は、令和2年(2020年)8月18日(火)から令和2年(2020年)9月17日(木)まで、熊本県健康福祉部健康局業務衛生課及び県内各保健所(熊本市保健所を含む。)で配布するほか、熊本県庁ホームページに掲載する(ダウンロード可)。  
なお、願書の郵送を希望する者は、封筒の表に「クリーニング師試験受験願書請求」と朱書きした封筒に、返信用封筒(宛先を明記し、120円分の切手を貼付した角型2号封筒(1部請求の場合))を同封の上、熊本県健康福祉部健康局業務衛生課(〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号)に請求すること。
  - (2) 提出書類  
ア 願書  
イ 履歴書  
ウ 受験資格を有することを証明する書類(卒業証書の写し、卒業証明書等)  
卒業証書の写しの場合、併せて原本を願書提出先に提出し、原本と相違ない旨の確認を受けること(確認後、原本は返却する。)  
また、卒業証書等の氏名が婚姻その他の理由により、現在の氏名と異なっている

- 場合は、卒業証書等の氏名から現在の氏名への変更の経緯が記載された戸籍の謄本（又は抄本）を提出すること。
- エ 写真1枚
- 出願前6か月以内に撮影した正面向き、無帽のもので、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもの（写真の裏に、撮影年月日及び受験希望者の氏名を記入すること。）
- (3) 受験手数料として、7,600円分の熊本県収入証紙を願書に貼付すること。
- (4) 願書等の提出先  
県内に住所を有する受験希望者にあつては、県内各保健所（熊本市保健所含む。）へ提出すること。  
また、県外に住所を有する受験希望者にあつては、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課（〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号）へ提出すること。
- (5) 願書等を郵送で提出する場合は、必ず書留とし、封筒の表に「クリーニング師試験受験申込」と朱書きすること。熊本県収入証紙の入手が困難な場合は、次のとおり
- ア 手数料を現金で納付する場合は、願書等に7,600円を同封し、現金書留で郵送すること。
- イ 手数料を郵便為替で納付する場合は、願書等に郵便為替（普通為替）7,600円分を同封し、書留で郵送すること。
- (6) 願書等の受付期間  
令和2年（2020年）8月18日（火）から令和2年（2020年）9月17日（木）（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで。）までとする。  
なお、郵送による場合は、令和2年（2020年）9月17日（木）までの消印のあるもの限り受け付ける。
- (7) 受験票の交付  
受験票は、願書等の審査後、願書に記載された受験者の現住所へ送付する。
- 5 合格者の発表  
令和2年（2020年）11月13日（金）午前10時に、合格者の受験番号を熊本県庁本館1階ロビー及び県内各保健所（熊本市保健所を含む。）に掲示するとともに、熊本県庁ホームページに掲載する。  
また、合格者には合格通知書を送付する。  
なお、電話による合格者の照会には一切応じない。
- 6 新型コロナウイルス感染症に関する注意事項  
受験者は以下のことに注意すること。
- (1) 新型コロナウイルス感染症に罹患し、治癒していない方は、他の受験者への感染のおそれがあるため、当日の受験を控えること。なお、受験できなかった場合の再試験、受験手数料及び願書の返還は行わない。
- (2) 試験当日までに、以下の症状に該当する場合は、管轄保健所に設置してある帰国者・接触者相談センターに相談すること。  
・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合  
・重症化しやすい方（心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患がある方など）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合  
・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合  
なお、当日、試験会場で上記の症状等が確認された場合は、受験を控えていただきますようお願いいたします。
- (3) 受験の際は手洗いや咳エチケットに努めるとともに、マスクを着用すること。
- 7 その他
- (1) 願書の請求及び受験についての照会は、最寄りの県内保健所（熊本市保健所を含む。）又は熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課（電話番号096-333-2245）に行うこと。
- (2) 試験の科目別得点及び合計得点の開示を希望する受験者には、熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第22条の規定により、合格発表後から令和2年（2020年）12月14日（月）（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで。）まで、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課において、受験票を持参した受験者本人にのみ開示する。
- (3) 受験手数料及び願書等は、願書受付後においては、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合であっても、返還しない。
- (4) 試験問題に疑義等があった場合は、試験終了後から令和2年（2020年）11月4日（水）（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで。）まで、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課に申し出たものについて対応する。
- (5) 災害等の緊急事態の際には、試験の実施に関する連絡事項を、県庁ホームページ「県からのお知らせ」欄に掲載する。

## 登載依頼

## 鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号

令和2年度(2020年度)第1回鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

令和2年(2020年)8月14日

鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 1 開催日時  
令和2年(2020年)年8月12日(水)午後2時から午後3時30分まで
- 2 開催場所  
熊本県山鹿保健所 会議室(山鹿市山鹿465-2)
- 3 議題  
(1) 救急告示医療機関の更新審査について  
(2) 令和元年度(2019年度)鹿本地域災害医療対策会議について  
(3) その他
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
山鹿市山鹿465-2  
熊本県鹿本地域保健医療推進協議会事務局(熊本県山鹿保健所総務福祉課内)  
(電話0968-48-1202)

## 熊本県教育委員会公告第25号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

令和2年(2020年)8月14日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
  - (1) 名称  
熊本県民総合運動公園(以下「運動公園」という。)
  - (2) 場所  
熊本市東区石原二丁目9番1号
  - (3) 施設の規模等
    - ア 敷地面積 99.6ヘクタール
    - イ 主な建物 屋内運動広場(延床面積26,938平方メートル)、陸上競技場(延床面積34,697平方メートル)、体育館(延床面積1,080平方メートル)
  - (4) 施設の概要  
屋内運動広場(グラウンド、室内温水プール、多目的室、会議室、ミーティングルーム、体育情報ピット、ジョギングコース、アスレチックゾーン)、陸上競技場(グラウンド、フィールド、屋内走路、インドアフィールド、トレーニングジム、会議室)、野球場、ソフトボール場、テニスコート、サッカー場、ラグビー場、多目的広場、弓道場、相撲場、体育館、運動広場、補助競技場、投てき場、ジョギングコース、いこいの広場、お楽しみ広場、芝生広場、和風庭園、ちびっこ広場、駐車場等
- 2 指定管理者が行う業務
  - (1) 有料公園施設の利用の許可に関する業務
  - (2) 有料公園施設のうち運動施設の効用を高めるために知事が特に必要と認める業務
  - (3) 熊本県都市公園条例第1条に規定する都市公園の維持及び修繕に関する業務
  - (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、指定管理者が都市公園の管理上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間  
令和3年(2021年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日まで
- 4 参加資格  
次に掲げる要件の全てを満たす法人その他の団体であること。
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
  - (2) 県内に事務所又は事業所を有すること。
  - (3) 県から指名停止措置又は県と警察本部との間で締結した「指定管理者からの暴力

- 団の排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- (8) 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次に掲げる事項に該当すること。
- ア グループを構成する法人等の中から県との連絡調整を行う代表団体を選出すること。
- イ 申請書の記名押印等については、構成員全員が行うこと。
- ウ 5(1)ウからクまで並びにケ(ア)から(ウ)に掲げる書類については、構成員それぞれについて提出すること。
- エ 申請については、一の申請者につき一の提案に限ること。また、構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。
- オ 代表団体が(1)から(7)までに掲げる要件の全てを満たし、かつ、その他の構成員が(1)から(7)まで((2)を除く。)に掲げる要件を満たすこと。
- 5 申請の手続
- (1) 提出書類
- 申請に当たっては、次に掲げる書類を提出すること。
- ア 指定管理者指定申請書（熊本県教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する規則（平成16年熊本県教育委員会規則第6号）別記様式）
- イ 事業計画書
- ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- エ 法定年において、当該法人の登記簿謄本
- オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
- カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類
- キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者を除く。）
- ク 納税証明書
- (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
- (イ) 熊本県の県税（当該県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書（納税義務がない場合は、その旨を記載した申立書）
- ケ その他教育委員会が必要と認める書類
- (ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
- (イ) 参加資格に関する申立書
- (ウ) 指定管理者からの暴力団排除に関する申立書
- (エ) 申請団体がグループを構成する場合、グループ構成員表及び原本証明がなされた協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）の写し
- (2) 申請書の提出先
- 郵便番号 862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
 熊本県教育庁県立学校教育局体育保健課（熊本県庁行政棟新館6階）  
 電話番号 096-383-1111（内線 6739又は6732）
- (3) 提出期間
- 令和2年（2020年）8月14日（金）から令和2年（2020年）9月14日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
- 郵送の場合は、書留郵便により令和2年（2020年）9月14日（月）の午後5時までまでに必着とする。
- 電子メール及びファクシミリでの提出は、認めない。
- (4) 提出部数
- 正本1部、副本11部（副本については、写しで可）
- 6 指定管理候補者の選定
- 教育委員会指定管理候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の選考意見を踏まえて、最終的に県において、指定管理候補者を選定する。
- なお、選考委員会では、県が別に定めた審査基準に沿って各委員が審査及び採点を行い選考意見を取りまとめる。
- 7 募集要項の配布
- 5(2)に掲げる場所で、令和2年（2020年）8月14日（金）から令和2年（2020年）9月14日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に配布する。

- 8 現地見学会  
 (1) 開催日時  
 令和2年(2020年)8月26日(水)午前10時から  
 (2) 開催場所  
 熊本市東区石原二丁目9番1号  
 運動公園陸上競技場 1階105会議室  
 (3) その他  
 現地見学会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名等をあらかじめ定められた様式により令和2年(2020年)8月21日(金)の午後5時までに5(2)に掲げる場所に提出すること。
- 9 留意事項  
 (1) 次掲げる事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。  
 ア 申請書の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。  
 イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。  
 ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。  
 エ オ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。  
 オ その他選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるとき。  
 (2) 提出された書類は、県庁内での使用及び選考委員会での検討のため複写する。  
 (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他  
 (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。  
 (2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。  
 (3) 問合せ先  
 5(2)に同じ

**熊本県教育委員会公告第26号**

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

令和2年(2020年)8月14日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要  
 (1) 名称  
 熊本県営八代運動公園(以下「八代運動公園」という。)  
 (2) 場所  
 八代市新港町四丁目1番  
 (3) 施設の規模等  
 敷地面積 129,765平方メートル  
 (4) 施設の概要  
 野球場(野球場、事務室、本部室、記者室、会議室、選手控室、身障者用観覧室、室内投球練習場)、陸上競技場(トラック、フィールド、本部室、放送・救護・記録室、温水シャワー室)、多目的広場、駐車場等
- 2 指定管理者が行う業務  
 (1) 有料公園施設の利用の許可に関する業務  
 (2) 有料公園施設のうち運動施設の効用を高めるために知事が特に必要と認める業務  
 (3) 熊本県都市公園条例第1条に規定する都市公園の維持及び修繕に関する業務  
 (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、指定管理者が都市公園の管理上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間  
 令和3年(2021年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日まで
- 4 参加資格  
 次に掲げる要件の全てを満たす法人その他の団体であること。  
 (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。  
 (2) 県内に事務所又は事業所を有すること。  
 (3) 県から指名停止措置又は県と警察本部との間で締結した「指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていないこと。  
 (4) 労働者災害補償保険に加入していること。  
 (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。  
 (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。  
 (7) また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。  
 (7) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不相当と認められる者でないこと。



- (8) 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次に掲げる事項に該当すること。
- ア グループを構成する法人等の中から県との連絡調整を行う代表団体を選出すること。
- イ 申請書の記名押印等については、構成員全員が行うこと。
- ウ 5(1)ウからクまで並びにケ(ア)から(ウ)に掲げる書類については、構成員それぞれについて提出すること。
- エ 申請については、一の申請者につき一の提案に限ること。また、構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。
- オ 代表団体が(1)から(7)までに掲げる要件の全てを満たし、かつ、その他の構成員が(1)から(7)まで((2)を除く。)に掲げる要件を満たすこと。
- 5 申請の手続
- (1) 提出書類
- ア 申請に当たっては、次に掲げる書類を提出すること。
- イ 指定管理者指定申請書(熊本県教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する規則(平成16年熊本県教育委員会規則第6号)別記様式)
- ウ 事業計画書
- エ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
- カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類
- キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類(従業員を雇用していない事業者を除く。)
- ク 納税証明書
- (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
- (イ) 本県の県税(当該県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者については、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税)について未納がないことの証明書(納税義務がない場合は、その旨を記載した申立書)
- ケ その他教育委員会が必要と認める書類
- (ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
- (イ) 参加資格に関する申立書
- (ウ) 指定管理者からの暴力団排除に関する申立書
- (エ) 申請団体がグループを構成する場合、グループ構成員表及び原本証明がなされた協定書(構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類)の写し
- (2) 申請書の提出先
- 郵便番号862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
 熊本県教育庁県立学校教育局体育保健課(熊本県庁行政棟新館6階)  
 電話番号096-383-1111(内線6739又は6732)
- (3) 提出期間
- 令和2年(2020年)8月14日(金)から令和2年(2020年)9月14日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。
- 郵送の場合は、書留郵便により令和2年(2020年)9月14日(月)の午後5時までまでに必着とする。
- 電子メール及びファクシミリでの提出は、認めない。
- (4) 提出部数
- 正本1部、副本11部(副本については、写しで可)
- 6 指定管理候補者の選定
- 教育委員会指定管理候補者選考委員会(以下「選考委員会」という。)の選考意見を踏まえて、最終的に県において、指定管理候補者を選定する。
- なお、選考委員会では、県が別に定めた審査基準に沿って各委員が審査及び採点を行い選考意見を取りまとめる。
- 7 募集要項の配布
- 5(2)に掲げる場所で、令和2年(2020年)8月14日(金)から令和2年(2020年)9月14日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に配布する。
- 8 現地見学会
- (1) 開催日時
- 令和2年(2020年)8月28日(金)午前10時から
- (2) 開催場所
- 八代市新港町四丁目1番  
 八代運動公園 野球場会議室
- (3) その他
- 現地見学会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名等をあらかじめ定められた様式により令和2年(2020年)8月21日(金)の午後5時

- までに5(2)に掲げる場所に提出すること。
- 9 留意事項
- (1) 次に掲げる事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。  
 ア 申請書の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。  
 イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。  
 ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。  
 エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。  
 オ その他選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるとき。
- (2) 提出された書類は、県庁内での使用及び選考委員会での検討のため複写する。
- (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他
- (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
- (2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
- (3) 問合せ先  
 5(2)に同じ

**熊本県教育委員会公告第27号**

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

令和2年(2020年)8月14日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
- (1) 名称  
 藤崎台県営野球場(以下「野球場」という。)
- (2) 場所  
 熊本市中央区宮内4番1号
- (3) 施設の規模等  
 敷地面積 62,276平方メートル
- (4) 施設の概要  
 野球場(野球場、事務室、来賓室、監督控室、審判控室、選手控室、主催者控室、会議室、放送室、記者室)、駐車場等
- 2 指定管理者が行う業務
- (1) 施設及び設備を提供する業務
- (2) 野球競技に関する相談及び指導を行う業務
- (3) 藤崎台県営野球場条例第1条に規定する設置目的を達成するために必要な業務
- (4) 野球場の使用の許可に関する業務
- (5) 野球場の施設等の維持及び修繕に関する業務
- (6) (1)から(5)に掲げるもののほか、指定管理者が野球場の管理上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間  
 令和3年(2021年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日まで
- 4 参加資格
- 次に掲げる要件の全てを満たす法人その他の団体であること。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 県内に事務所又は事業所を有すること。
- (3) 県から指名停止措置又は県と警察本部との間で締結した「指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。  
 また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不相当と認められる者でないこと。
- (8) 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次に掲げる事項に該当すること。  
 ア グループを構成する法人等の中から県との連絡調整を行う代表団体を選出すること。  
 イ 申請書の記名押印等については、構成員全員が行うこと。  
 ウ 5(1)ウからクまで並びにケ(ア)から(ウ)に掲げる書類については、構成員それぞれについて提出すること。  
 エ 申請については、一の申請者につき一の提案に限ること。また、構成員は、他の

- グループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。  
 オ 代表団体が(1)から(7)までに掲げる要件の全てを満たし、かつ、その他の構成員が(1)から(7)まで((2)を除く。)に掲げる要件を満たすこと。
- 5 申請の手続
- (1) 提出書類
- ア 申請に当たっては、次に掲げる書類を提出すること。
- イ 指定管理者指定申請書(熊本県教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する規則(平成16年熊本県教育委員会規則第6号)別記様式)
- ロ 事業計画書
- ハ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- ニ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- ホ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
- ヘ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類
- ヒ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類(従業員を雇用していない事業者を除く。)
- フ 納税証明書
- (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
- (イ) 熊本県の県税(当該県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税)について未納がないことの証明書(納税義務がない場合は、その旨を記載した申立書)
- ケ その他教育委員会が必要と認める書類
- (ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
- (イ) 参加資格に関する申立書
- (ロ) 指定管理者からの暴力団排除に関する申立書
- (エ) 申請団体がグループを構成する場合、グループ構成員表及び原本証明がなされた協定書(構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類)の写し
- (2) 申請書の提出先  
 郵便番号862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
 熊本県教育庁県立学校教育局体育保健課(熊本県庁行政棟新館6階)  
 電話番号096-383-1111(内線6739又は6732)
- (3) 提出期間  
 令和2年(2020年)8月14日(金)から令和2年(2020年)9月14日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。  
 郵送の場合は、書留郵便により令和2年(2020年)9月14日(月)の午後5時までまでに必着とする。  
 電子メール及びファクシミリでの提出は、認めない。
- (4) 提出部数  
 正本1部、副本11部(副本については、写しで可)
- 6 指定管理候補者の選定  
 教育委員会指定管理候補者選考委員会(以下「選考委員会」という。)の選考意見を踏まえて、最終的に県において、指定管理候補者を選定する。  
 なお、選考委員会では、県が別に定めた審査基準に沿って各委員が審査及び採点を行い選考意見を取りまとめる。
- 7 募集要項の配布  
 5(2)に掲げる場所で、令和2年(2020年)8月14日(金)から令和2年(2020年)9月14日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に配布する。
- 8 現地見学会
- (1) 開催日時  
 令和2年(2020年)8月27日(木)午前11時から
- (2) 開催場所  
 熊本市中央区宮内4番1号  
 野球場2階会議室
- (3) その他  
 現地見学会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名等をあらかじめ定められた様式により令和2年(2020年)8月21日(金)の午後5時までに5(2)に掲げる場所に提出すること。
- 9 留意事項
- (1) 次に掲げる事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
- ア 申請書の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。
- イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
- エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
- オ その他選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められる

- とき。
- (2) 提出された書類は、県庁内での使用及び選考委員会での検討のため複写する。
- (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他
- (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
- (2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
- (3) 問合せ先  
5(2)に同じ

**熊本県教育委員会公告第28号**

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

令和2年(2020年)8月14日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
- (1) 名称  
熊本武道館(以下「武道館」という。)
- (2) 場所  
熊本市中央区水前寺五丁目23番2号
- (3) 施設の規模等
- ア 敷地面積 3,760平方メートル
- イ 主な建物 武道館(延床面積3,143平方メートル)
- (4) 施設の概要  
柔道場、剣道場、第1小道場、第2小道場、事務室、会議室、宿泊室、駐車場等
- 2 指定管理者が行う業務
- (1) 施設及び設備を提供する業務
- (2) 柔道、剣道その他武道に関する相談及び指導を行う業務
- (3) 武道館設置の目的を達成するために必要な業務
- (4) 武道館の使用の許可に関する業務
- (5) 武道館の施設等の維持及び修繕に関する業務
- (6) (1)から(5)に掲げるもののほか、指定管理者が武道館の管理上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間  
令和3年(2021年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日まで
- 4 参加資格  
次に掲げる要件の全てを満たす法人その他の団体であること。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 県内に事務所又は事業所を有すること。
- (3) 県から指名停止措置又は県と警察本部との間で締結した「指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。  
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- (8) 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次に掲げる事項に該当すること。  
ア グループを構成する法人等の中から県との連絡調整を行う代表団体を選出すること。  
イ 申請書の記名押印等については、構成員全員が行うこと。  
ウ 5(1)ウからクまで並びにケ(ア)から(ウ)に掲げる書類については、構成員それぞれについて提出すること。  
エ 申請については、一の申請者につき一の提案に限ること。また、構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。  
オ 代表団体が(1)から(7)までに掲げる要件の全てを満たし、かつ、その他の構成員が(1)から(7)まで((2)を除く。)に掲げる要件を満たすこと。
- 5 申請の手続
- (1) 提出書類  
申請に当たっては、次に掲げる書類を提出すること。  
ア 指定管理者指定申請書(熊本県教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する規則(平成16年熊本県教育委員会規則第6号)別記様式)

- イ 事業計画書
- ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
- カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類
- キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者を除く。）
- ク 納税証明書
  - (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
  - (イ) 熊本県の県税（当該県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書（納税義務がない場合は、その旨を記載した申立書）
- ケ その他教育委員会が必要と認める書類
  - (ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
  - (イ) 参加資格に関する申立書
  - (ウ) 指定管理者からの暴力団排除に関する申立書
  - (エ) 申請団体がグループを構成する場合、グループ構成員表及び原本証明がなされた協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）の写し
- (2) 申請書の提出先
 

郵便番号862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
 熊本県教育庁県立学校教育局体育保健課（熊本県庁行政棟新館6階）  
 電話番号096-383-1111（内線6739又は6732）
- (3) 提出期間
 

令和2年（2020年）8月14日（金）から令和2年（2020年）9月14日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。  
 郵送の場合は、書留郵便により令和2年（2020年）9月14日（月）の午後5時までまでに必着とする。  
 電子メール及びファクシミリでの提出は、認めない。
- (4) 提出部数
 

正本1部、副本11部（副本については、写しで可）
- 6 指定管理候補者の選定
 

教育委員会指定管理候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の選考意見を踏まえて、最終的に県において、指定管理候補者を選定する。  
 なお、選考委員会では、県が別に定めた審査基準に沿って各委員が審査及び採点を行い選考意見を取りまとめる。
- 7 募集要項の配布
 

5(2)に掲げる場所で、令和2年（2020年）8月14日（金）から令和2年（2020年）9月14日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に配布する。
- 8 現地見学会
  - (1) 開催日時
 

令和2年（2020年）8月26日（水）午後2時から
  - (2) 開催場所
 

熊本市中央区水前寺五丁目23番2号  
 武道館会議室
  - (3) その他
 

現地見学会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名等をあらかじめ定められた様式により令和2年（2020年）8月21日（金）の午後5時までに5(2)に掲げる場所に提出すること。
- 9 留意事項
  - (1) 次に掲げる事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
    - ア 申請書の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。
    - イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
    - ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
    - エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
    - オ その他選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるとき。
  - (2) 提出された書類は、県庁内での使用及び選考委員会での検討のため複写する。
  - (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他
  - (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
  - (2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定

- する。
- (3) 問合せ先  
5(2)に同じ

**熊本県教育委員会公告第29号**

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

令和2年(2020年)8月14日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
  - (1) 名称  
熊本県立総合体育館(以下「体育館」という。)
  - (2) 場所  
熊本市西区上熊本一丁目9番28号
  - (3) 施設の規模等  
ア 敷地面積 33,057平方メートル  
イ 主な建物 体育館(延床面積15,214平方メートル)
  - (4) 施設の概要  
大体育室、中体育室、小体育室、キッズルーム、室内温水プール、トレーニング室、元気体力測定室、会議室、駐車場等
- 2 指定管理者が行う業務
  - (1) 体育・スポーツのための施設及び設備を提供する業務
  - (2) 体育・スポーツに関する相談及び指導を行う業務
  - (3) 体育・スポーツの普及振興に必要な業務
  - (4) 体育館の使用の許可に関する業務
  - (5) 体育館の施設等の維持及び修繕に関する業務
  - (6) (1)から(5)に掲げるもののほか、指定管理者が体育館の管理上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間  
令和3年(2021年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日まで
- 4 参加資格  
次に掲げる要件の全てを満たす法人その他の団体であること。
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
  - (2) 県内に事務所又は事業所を有すること。
  - (3) 県から指名停止措置又は県と警察本部との間で締結した「指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていないこと。
  - (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
  - (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
  - (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。  
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
  - (7) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
  - (8) 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次に掲げる事項に該当すること。  
ア グループを構成する法人等の中から県との連絡調整を行う代表団体を選出すること。  
イ 申請書の記名押印等については、構成員全員が行うこと。  
ウ 5(1)ウからクまで並びにケ(ア)から(ウ)に掲げる書類については、構成員それぞれについて提出すること。  
エ 申請については、一の申請者につき一の提案に限ること。また、構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。  
オ 代表団体が(1)から(7)までに掲げる要件の全てを満たし、かつ、その他の構成員が(1)から(7)まで((2)を除く。)に掲げる要件を満たすこと。
- 5 申請の手続
  - (1) 提出書類  
申請に当たっては、次に掲げる書類を提出すること。  
ア 指定管理者指定申請書(熊本県教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する規則(平成16年熊本県教育委員会規則第6号)別記様式)  
イ 事業計画書  
ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類  
エ 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本  
オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類  
カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類

- キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者を除く。）
- ク 納税証明書
  - (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
  - (イ) 熊本県の県税（当該県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書（納税義務がない場合は、その旨を記載した申立書）
- ケ その他教育委員会が必要と認める書類
  - (ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
  - (イ) 参加資格に関する申立書
  - (ウ) 指定管理者からの暴力団排除に関する申立書
  - (エ) 申請団体がグループを構成する場合、グループ構成員表及び原本証明がなされた協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）の写し
- (2) 申請書の提出先
 

郵便番号 862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
 熊本県教育庁県立学校教育局体育保健課（熊本県庁行政棟新館6階）  
 電話番号 096-383-1111（内線 6739又は6732）
- (3) 提出期間
 

令和2年（2020年）8月14日（金）から令和2年（2020年）9月14日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。  
 郵送の場合は、書留郵便により令和2年（2020年）9月14日（月）の午後5時までまでに必着とする。  
 電子メール及びファクシミリでの提出は、認めない。
- (4) 提出部数
 

正本1部、副本11部（副本については、写しで可）
- 6 指定管理候補者の選定
 

教育委員会指定管理候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の選考意見を踏まえて、最終的に県において、指定管理候補者を選定する。  
 なお、選考委員会では、県が別に定めた審査基準に沿って各委員が審査及び採点を行い選考意見を取りまとめる。
- 7 募集要項の配布
 

5(2)に掲げる場所で、令和2年（2020年）8月14日（金）から令和2年（2020年）9月14日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に配布する。
- 8 現地見学会
  - (1) 開催日時
 

令和2年（2020年）8月27日（木）午前10時から
  - (2) 開催場所
 

熊本市西区上熊本一丁目9番28号  
 体育館 2階会議室
  - (3) その他
 

現地見学会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名等をあらかじめ定められた様式により令和2年（2020年）8月21日（金）の午後5時までに5(2)に掲げる場所に提出すること。
- 9 留意事項
  - (1) 次に掲げる事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
    - ア 申請書の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。
    - イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
    - ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
    - エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
    - オ その他選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるとき。
  - (2) 提出された書類は、県庁内での使用及び選考委員会での検討のため複写する。
  - (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他
  - (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
  - (2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
  - (3) 問合せ先
 

5(2)に同じ

**熊本県教育委員会公告第30号**

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

令和2年(2020年)8月14日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

- (1) 名称  
熊本県総合射撃場（以下「射撃場」という。）
- (2) 場所  
上益城郡益城町砥川3586番地
- (3) 施設の規模等  
ア 敷地面積 22ヘクタール  
イ 主な建物 管理棟（延床面積359平方メートル）
- (4) 施設の概要  
クレー射撃場、ライフル射撃場、事務室、会議室、研修室、駐車場

2 指定管理者が行う業務

- (1) 射撃競技のための施設及び設備を提供する業務
- (2) 射撃競技に関する相談及び指導を行う業務
- (3) 熊本県総合射撃場条例第1条に規定する設置目的を達成するために必要な業務
- (4) 射撃場の使用の許可に関する業務
- (5) 射撃場の施設等の維持及び修繕に関する業務
- (6) (1)から(5)に掲げるもののほか、指定管理者が射撃場の管理上必要と認める業務

3 指定管理者の指定の期間

令和3年(2021年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日まで

4 参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす法人その他の団体であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 県内に事務所又は事業所を有すること。
- (3) 県から指名停止措置又は県と警察本部との間で締結した「指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。  
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- (8) 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次に掲げる事項に該当すること。  
ア グループを構成する法人等の中から県との連絡調整を行う代表団体を選出すること。  
イ 申請書の記名押印等については、構成員全員が行うこと。  
ウ 5(1)ウからクまで並びにケ(ア)から(ウ)に掲げる書類については、構成員それぞれについて提出すること。  
エ 申請については、一の申請者につき一の提案に限ること。また、構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。  
オ 代表団体が(1)から(7)までに掲げる要件の全てを満たし、かつ、その他の構成員が(1)から(7)まで(2)を除く。)に掲げる要件を満たすこと。

5 申請の手続

- (1) 提出書類  
申請に当たっては、次に掲げる書類を提出すること。  
ア 指定管理者指定申請書（熊本県教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する規則（平成16年熊本県教育委員会規則第6号）別記様式）  
イ 事業計画書  
ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類  
エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本  
オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類  
カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類  
キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者を除く。）  
ク 納税証明書  
(ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書  
(イ) 熊本県の県税（当該県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書（納税義務がない場合は、その旨を記載した申立書）



- ケ その他教育委員会が必要と認める書類  
(ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳  
(イ) 参加資格に関する申立書  
(ウ) 指定管理者からの暴力団排除に関する申立書  
(エ) 申請団体がグループを構成する場合、グループ構成員表及び原本証明がなされた協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）の写し
- (2) 申請書の提出先  
郵便番号862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県教育庁県立学校教育局体育保健課（熊本県庁行政棟新館6階）  
電話番号096-383-1111（内線6739又は6732）
- (3) 提出期間  
令和2年（2020年）8月14日（金）から令和2年（2020年）9月14日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。  
郵送の場合は、書留郵便により令和2年（2020年）9月14日（月）の午後5時までに必着とする。  
電子メール及びファクシミリでの提出は、認めない。
- (4) 提出部数  
正本1部、副本11部（副本については、写しで可）
- 6 指定管理候補者の選定  
教育委員会指定管理候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の選考意見を踏まえて、最終的に県において、指定管理候補者を選定する。  
なお、選考委員会では、県が別に定めた審査基準に沿って各委員が審査及び採点を行い選考意見を取りまとめる。
- 7 募集要項の配布  
5(2)に掲げる場所で、令和2年（2020年）8月14日（金）から令和2年（2020年）9月14日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に配布する。
- 8 現地見学会  
(1) 開催日時  
令和2年（2020年）8月27日（木）午後14時から  
(2) 開催場所  
上益城郡益城町砥川3586番地  
射撃場会議室  
(3) その他  
現地見学会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名等をあらかじめ定められた様式により令和2年（2020年）8月21日（金）午後5時までに5(2)に掲げる場所に提出すること。
- 9 留意事項  
(1) 次に掲げる事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。  
ア 申請書の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。  
イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。  
ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。  
エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。  
オ その他選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるとき。  
(2) 提出された書類は、県庁内での使用及び選考委員会での検討のため複写する。  
(3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他  
(1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。  
(2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。  
(3) 問合せ先  
5(2)に同じ